

岐阜県公報

第 千 九 百 九 十 号

（火曜日）

平 成 二 十 年 十 月 十 四 日

目 次

告 示

河川区域指定告示添付平面図の変更

岐阜都市計画道路事業の認可

土地改良区役員の退任及び就任

（河 川 課）六七五
（街 路 公 園 課）六七五
（西濃農林事務所）六七六

岐阜県告示第六百五号

河川区域の指定に関する告示（昭和五十一年岐阜県告示第一百三十二号）別表中木曽川水系長良川に係る河川区域指定告示添付平面図第七号図を変更するので、河川法（昭和三十九年法律第二百六十七号）第六条第四項の規定により告示する。
なお、変更図の図面は、岐阜県土整備部河川課及び岐阜県美濃土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十年十月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第六百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定により、岐阜都市計画道路事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十年十月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
岐阜市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
岐阜都市計画道路事業 三・三・七号岐阜駅高富線
- 三 事業施行期間

平成二十年十月十四日から
同二十七年三月三十日まで

四
事業地

収用の部分 岐阜県岐阜市本町一丁目、今町四丁目、梶川町、松ヶ枝町、益屋町並
びに大富町一丁目及び二丁目地内

使用の部分 なし

公 示

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次
とおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により
公示する。

平成二十年十月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

改良区名地 改壆土地 改良区	年 月 日 平成 一〇・九・二七	役名 氏 理事 大橋孝司	名 住 大垣市難波野町 六二二番地
----------------------	------------------------	-----------------	-------------------------